

浜松市建設工事優秀技術者選考要領

(趣旨)

第1条 浜松市及び浜松市上下水道部の建設工事(以下「市工事」という。)の施工において、工事現場に置かれる技術者の施工技術の向上を図り、工事品質を確保するとともに、本市の建設業の健全な育成、発展を促すことを目的とし、市は毎年度その発注工事を通じて、特に他の建設工事に携わる技術者の模範となる工事成績を修めた者を選び、「浜松市建設工事優秀技術者」として表彰する。

(定義)

第2条 この要領において建設工事とは、建設業法(昭24年法律第100号)第2条第1項別表に定める29業種、水道管工事及び法面工事・落石防止工事をいい、技術者とは、市から直接請負った建設工事の工事現場に施工の技術上の管理を司るため配置された主任技術者(建設業法第26条第1項)又は監理技術者(建設業法第26条第2項)をいう。また、評定点とは、浜松市工事成績評定要領第5に定める工事完成検査結果通知書(別記第2号様式)の評定点をいう。

(対象者)

第3条 対象者は、年度内に完成した1件500万円以上の建設工事(以下「対象工事」という。)に配置された技術者とする。

(選考要件)

第4条 前条に規定する対象者のうち、次の要件を備えたものを建設工事優秀技術者として選考する。

- (1) 評定点が上位の対象工事うち、特に優良な工事に配置された技術者であること。
- (2) 工事の着手から完成までの全期間を通して現場に配置された技術者であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体による施工であった場合は、代表構成員の技術者であること。
- (4) 浜松市内に本店を置く事業所に従事する者(役員を含む)であること。

(欠格事項)

第5条 次の各号の一に該当する場合は対象としない。

- (1) 同一の技術者が配置された対象工事で65点未満の評定点を受けた場合。
- (2) 対象年度以降、対象者が従事する事業所が廃業又は倒産等をした場合。
- (3) 対象年度以降、対象者が他の事業所の従事者となった場合。
- (4) 同一の技術者が配置された対象年度内に完成した市工事で、事故等により文書注意以上の措置を受けた場合。
- (5) その他表彰するにふさわしくない行為があった場合。

(選考会議)

第6条 建設工事優秀技術者の選考は、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会(以下「幹事会」という。)で行う。

(表彰)

第7条 市長は、幹事会の報告に基づき、建設工事優秀技術者を決定する。

- 2 市長はこの要領の規定により被表彰者となった者に対し表彰状(別紙様式)を交付する。

(表彰の取消し)

第8条 表彰状を授与した日から1ヵ年の間に法令違反等の事実が判明した場合は、表彰を取消すものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 条及び第 2 条、第 3 条、第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。